

「公園別マネジメントプラン（案）」に対する都民意見及び対応  
 ○募集期間：令和8年1月30日～令和8年2月28日（30日間）  
 ○意見総数：153通、184件  
 ※「意見の概要」にあるページ番号は、「公園別マネジメントプラン（案）」の該当ページを指します。  
 「都の考え方」にあるページ番号は、「公園別マネジメントプラン」の該当ページを指します。

上野恩賜公園		
No.	意見の概要	都の考え方
1	今回は該当ページの展示・学習ゾーンについて意見があり送らせていただいた。公園を利用していると、各施設がそれぞれ魅力的である一方で、公園全体としての一体感や回遊性がやや感じられにくいと感じる。現在、「Museum Start あいうえの」というプロジェクトが行われていると思いますが、その発展として子どもたちがより楽しめるようにスタンプラリーなどの施設回遊型のイベントを行うと良いと考える。また、複数の施設を回るミッション型の仕組みや、季節ごとに内容が変わる企画とすることで、継続的な来園促進にもつながり、子どもたちが楽しみながら知識を深めることができる。さらに、スマートフォンを活用したデジタルスタンプラリーや多言語対応を導入することで、外国人来訪者も参加しやすくなると考える。このように、公園全体を回遊しながら学びと体験を得られる仕組みを整備することで、上野公園の魅力向上と教育的価値の向上につながると考える。	「運営主体が異なることから、双方が連携を図りながら、美術館や野外展示場と公園樹林地が美しく一体的な景観を呈するよう、連結部など施設利用と調和した管理を行う」こととしています(P.8)。ご意見は参考とさせていただきます。
2	上野公園の観光資源としての魅力向上について 紅葉の時期のイベントを増やし、秋の公園の魅力向上させる。 上野動物園においてパンダの代わりに新しい動物を招き入れる。(コアラなど?) モノレールのような目を引く移動手段の追加。 パンダの森の土地の再利用、資料館など?	「桜並木などの公園の魅力に光を当てる、特色あるイベントを充実し、賑わいを創出」することとしています(P.6)。また、恩賜上野動物園は「第2次都立動物園マスタープラン」(令和2年11月)に基づき取組を進めています。ご意見をふまえ、P.8「恩賜上野動物園のあるゾーン」について、「第2次都立動物園マスタープラン」(令和2年11月)に基づき対応していく。」を追記しました。
3	夜間の公園利用の促進についてです。私は上野公園のポート池の近くに住んでいるのですが、その付近にはホームレスが多くいて、昼間でさえ安全安心に公園を利用出来ません。そのため、照明の設置はもちろん、ホームレスが居座ることができないよう、ベンチや環境の整備をお願いしたいです。また、夜間に利用する人が増えると、酔っ払いもふえ公園を安全に利用できなかつたり、地元住民への騒音被害が増えるとおもいます。そのため時間を決めたり、夜は頻りに警備員が巡回するなど対策してほしいです。	「全ての利用者や地域住民が安全で快適に過ごせる環境を提供するため、利用ルールやマナーの周知徹底を行い、不適正な利用を防止する」こととしています(共通編 P.11)。ご意見は参考とさせていただきます。
猿江恩賜公園		
No.	意見の概要	都の考え方
4	【該当箇所】(9)サードプレイスとなる環境づくり【施策10 楽しみ方をかえる】 意見 南西約1kmにある木場公園にはバーベキュー広場がありますが、猿江恩賜公園にはバーベキューができる場所がありません。 年間利用者数が約160万人を超える地域の中核公園であり、地域住民の滞在時間を豊かにする「サードプレイス」としての機能強化の観点からも、予約制・有料制・エリア限定など適切な管理のもとでバーベキュー広場の設置を検討していただきたいです。 防災公園としての機能を損なわない範囲で、芝生広場や南地区の一部を活用するなど、地域交流・家族利用促進の視点からの導入を希望します。	ご意見は参考とさせていただきます。
5	【該当箇所】Ⅱ ゾーン別基本方針 J 修景ゾーン(日本庭園風の園地のあるゾーン) 【意見内容】 修景ゾーンの下池付近について、水が滞留することで、景観上・衛生上やや荒れた印象を受けることがあります。「四季の移ろいを感じられる憩い・散策空間」としての価値を高めるためにも、水循環の改善や景観維持の強化をご検討いただきたいです。 また、上池と下池の間の流れについて、現在は立入制限箇所が多く、子どもが自然と触れ合う体験が限定的です。安全対策を講じたうえで、浅瀬エリアの整備や時間限定開放など、子どもが水に入って遊べる環境づくりを希望します。 さらに、「生物多様性の保全」「観察会の実施」(6ページ)との連動として、蛍の鑑賞(観察)イベントや水辺生態系体験プログラムなどの実施も検討していただきたいです。水辺を単なる景観施設ではなく、教育・体験の場として活用することで、公園の魅力が一層高まると考えます。 この日本庭園風の園地こそが、木場公園にはない猿江恩賜公園の良いところだと考えております。	「観察会やかいぼり等の自然と親しみ、ふれあうイベントの開催やこどものための環境教育プログラムの実施等を通じて、生物多様性の保全に向けて理解を深める取組を推進」することとしています(P.5)。ご意見は参考とさせていただきます。

猿江恩賜公園		
No.	意見の概要	都の考え方
6	<p>【該当箇所】Ⅱ ゾーン別基本方針 B 遊戯広場ゾーン(冒険広場のあるゾーン)</p> <p>【意見】 冒険広場の遊具は比較的对象年齢が高く、未就学の低年齢児(2～4歳程度)には難易度が高いものが多いと感じます。 「安全性の高い、多様な遊具の充実を図る」と記載されていますが、より低年齢から段階的に挑戦できる遊具の導入や、乳幼児向けエリアの拡充をご検討いただきたいです。 特に、インクルーシブ公園整備の方針(7ページ)とも整合させ、身体能力差があっても楽しめる遊具の充実を希望します。</p>	<p>具体的な整備内容については、新規整備や改修の機会を捉えて検討していきます。ご意見は参考とさせていただきます。</p>
7	<p>Ⅰ 水辺・親水ゾーンについて</p> <p>「ミニ木蔵」エリアを昭和40年代頃の深川地区の姿を再現したエリアにしてほしい。 月に一回ほど猿江公園を利用しているが囲われた池が「ミニ木蔵」だとは知らなかった。基本方針の通りに整備すると、役割として今の親水公園や深川江戸資料館と被ってしまう。猿江が伝統ある材木蔵であったことを伝え残すためにも今の知名度の低いままでは効果がないのではないかと思う。 ここに力強く動いていた頃の深川(街並み、木材など含めて)を再現する事でより多くの人に興味を持ってもらえると思う。自分たち若い世代は昭和の深川の姿を知らず、授業で教わってもあまり実感が湧かないが現物があれば改めて理解できるはず。 江東区のどこを探しても昭和の景色らしいものは見つからないため、歴史の継承という意味で現状の方針より良いと考えている。 今のミニ木蔵の姿との両立をするならば、池を区切って両方を整備することで、時代の変化を同時に体感できる素晴らしい公園になるのではないかと思う。</p>	<p>ご意見をふまえ、P.9「Ⅰ水辺・親水ゾーン」について、「『ミニ木蔵』は木蔵の伝統を継承する池として管理し、せせらぎ及び『ミニ木蔵』周辺は、夏季には子どもたちや親子連れの利用に留意して、水と緑にふれあえる空間として対応していく。」に表現を修正しました。</p>
8	<p>(2)公園施設の整備・維持管理水準の底上げについての意見。 誰もが使いやすく楽しめる公園づくりを目指すとするが、私のようなたばこを吸う者にとっても心休まる公園であってほしい。 昔喫煙所があった時は憩いの場として利用していたが、今は無くて非常に残念。歩きタバコをしている人もたまに見かけるので、たばこを吸う人、吸わない人もともに楽しめる公園づくりを目指してほしい。 この4月からたばこも値上げになるとのことで、たばこの税金も多く納めているのだから、その財源で喫煙所をつくってほしい。</p>	<p>「受動喫煙防止等の利用マナーの周知を徹底する」こととしています(共通編 P.11)。 また、公園の利用状況に応じて、主要な園路沿いや子どもが使用する遊具の周辺にある吸い殻入れを撤去して受動喫煙の防止に努めています。一方、都立公園内に地元自治体自らが喫煙所を設置する場合には、公園の利用状況に応じて設置が可能な場所に認めており、今後も引き続き地元自治体と連携を図りながら受動喫煙対策に取り組んでまいります。</p>
石神井公園		
No.	意見の概要	都の考え方
9	<p>石神井公園のこれ以上の拡張は必要ない。都、練馬区所有の公園も含め、旧日銀所有地、旧住友銀行所有地等の利用で公園の規模は相当大きくなっている。また、その他の現在進行中の計画を含めると、公園MPに記載されている多くの事項(防災、自然保護、レクリエーション等)は、既に達成済み、今後達成可能だと思われる。石神井公園は利用者がほとんどいない場所が多く存在する。昨今の犯罪事件等を考えると、防犯の観点からも今後の拡張は必要ない。対策としての電柱等の追加では意味がないと感じる。防災に関して、公園はすでに大きなスペースがあり、避難、防火、その他の役割の多くを可能とすると考える。逆に、公園南側に位置し、環状八号線につながる旧早稲田通りの道路幅は非常に狭いため、災害時に少しいの家屋や電柱等の倒壊により、緊急車両、高齢者や病者が避難する場合の通行等が困難になる事が想定される。せっかく公園を防災拠点にしても、道路が緊急時のボトルネックとなり防災効果を期待しにくい。予算の観点からも、近年かなり整備の進んでいる公園事業より、交通網の充実が優先されるべきではないか。</p>	<p>公園・緑地には、「レクリエーション」、「防災」、「環境保全」、「景観形成」などの機能があり、東京都は、緑溢れる東京の実現に向け、緑のネットワークの拠点となる都立公園の整備を行っています。整備にあたっては、「都市計画公園・緑地の整備方針」(令和2年7月改定)に基づき、事業を推進しており、この整備方針では、公園・緑地の持つ様々な機能確保等の観点から、整備の重要性と効率性を評価、選定した、石神井公園を含む44の都立公園を「重点公園・緑地」とし、「優先整備区域」を設定して事業に取り組んでいます。ご意見は参考とさせていただきます。</p>
戸山公園		
No.	意見の概要	都の考え方
10	<p>p.2-p.4 Ⅰ 過去の戸山公園マネジメントプラン(令和4年3月)では、「戸山公園マネジメントプラン(H27)」における重点目標に係る過去7年間の取組およびその成果等の記載があります。また、共通編ではPDCAサイクルに基づいたマネジメントサイクルを構築するとあります。本(案)において、「戸山公園マネジメントプラン(H27)」における重点目標に係る過去10年間の取組及びその成果、過去の維持管理・運営管理の取組方針に対する取組実績とその評価、施策の見直し内容等を記載すべきではありませんか。</p>	<p>各年度の取組実績は、建設局ホームページに掲載している指定管理者の事業報告書に記載しております。ご意見は参考とさせていただきます。</p>
11	<p>p.4 Ⅰ 7 「整備計画等(1)都立戸山公園(拡張区域※)の整備計画(昭和56年)※大久保地区」の拡張区域とはどの場所を指しますか。</p>	<p>当該整備計画は、大久保地区全体を対象としています。</p>
12	<p>p.5 Ⅱ 1 目指す姿の「都心に近い立地を生かし、魅力を高める」とは、具体的にどのようなことを想定しているのでしょうか。また、重点取組の項目でいうといずれに該当しますか。</p>	<p>都心部では貴重なオープンスペースとして、大人から子どもまで多くの方々に利用してもらえる公園としていくことを想定しています。重点取組では、(1)(6)(7)が該当します。</p>
13	<p>p.5 Ⅱ 1 目指す姿の「地域に愛着を持たれる公園としていく」ために、公園に関わる人や近隣施設等との連携を増やす仕組みや場、情報発信などが必要と考えます。このことに関して、重点取組に記載する必要はありませんか。</p>	<p>「戦略的広報」、「協働」、「リサーチとマーケティング」については、共通編(P.21、22)に取組例を記載しております。ご意見は参考とさせていただきます。</p>
14	<p>p.5 Ⅱ 1 目指す姿に「豊かな緑に親しめる」とありますが、多くの利用者が緑に親しむために具体的にどのような方針、方法で植栽や園路、広場などを整備管理していくか、重点取組やゾーン別基本方針に記載が必要ではありませんか。</p>	<p>「多くの利用者が緑に親しむ」ための取組は、共通編(P.3～7、13、14)に取組例を記載しております。ご意見は参考とさせていただきます。</p>

戸山公園		
No.	意見の概要	都の考え方
15	p.5Ⅱ_1 パークマネジメントマスタープランp.32では、「幅広い専門家の意見を取り入れ、将来を見据えて管理目標や管理方法を定めた植栽計画を策定し、維持管理水準を向上します。」とありますが、本(案)には植栽計画に関する記載がありません。本(案)に記載すべきではありませんか。また、この植栽計画の内容はどのようにして確認することができますか。	植栽計画は本マネジメントプランとは別途定めていくことを想定しており、現時点では植栽計画はございません。
16	p.5Ⅱ_1 本(案)は、10年程度の目標を定めたものであるため、その実効性を確保するには、定量的な目標(KPI)を設定すべきと考えます。設定しない場合、共通編で記載のあるPDCAサイクルのうち、「C評価」、「A施策の見直し」が困難となると考えます。	「取組の推進に当たっては、指定管理者等による取組についてPDCAサイクルに基づいたマネジメントサイクルを構築し、「計画」、「実施」、「評価」、「施策の見直し」といった一連の取組により、指定管理者の選定や継続的な改善を進めるなど、適切な進行管理を行っていく」としてしています(共通編 P.23)。ご意見は参考とさせていただきます。
17	p.5-p.9Ⅱ 重点取組や基本方針を示すにあたって、現状、抱えている問題や課題について記載する必要はありませんか。記載がなければ、重点取組や基本方針の記載根拠が分からないと思います。	『パークマネジメントマスタープラン』の改定時に、各都立公園でのこれまでの取組状況や取り巻く社会状況の変化を記載しております。ご意見は参考とさせていただきます。
18	p.5-p.9Ⅱ 今後10年間でいつ何の取組をする予定なのか工程表等で示せないでしょうか。示さない場合は、その理由について教えてください。	重点取組は、今後10年間の目標であり、それぞれの取組の進捗や社会状況の変化に応じて、進めてまいります。ご意見は参考とさせていただきます。
19	p.5Ⅱ_1 重点取組が、大久保地区と箱根地区で分かれておりませんが、両方の地区において全て取り組むと考えて良いでしょうか。もし、そうでない場合は、2つの地区で立地や特色が異なることから、分けて記載すべきではありませんか。	重点取組は、公園全体の取組を記載しているもので、地区を分けて記載しているものではありません。ご意見は参考とさせていただきます。
20	p.5Ⅱ_1 重点取組(1)、「長寿命化計画に基づき」とありますが、この計画はどのようなものでしょうか。長寿命化計画をIV資料編に追加いただけないでしょうか。	長寿命化計画は、都立公園の施設について、健全度調査を行い、その結果をもとに、長寿命化に向けた対策や時期等をとりまとめたものです。ご意見は参考とさせていただきます。
21	p.5Ⅱ_1 重点取組(1)、「多様な利活用ニーズに応える公園施設への改修を行います。」とありますが、具体的にどのようなニーズに対する改修でしょうか。そのニーズはどのようにして把握されたものでしょうか。	指定管理者による利用者アンケート等によりニーズを把握し、今後の改修に活用してまいります。
22	p.5Ⅱ_1 重点取組(2)、「公園整備を推進し、燃え広がらない空間を創出する」とありますが、燃え広がらない空間を創出する公園整備とはどのようなものですか。	公園・緑地の効果の一つとして、延焼防止の効果があり、公園緑地を拡張整備することで、その効果を向上させることを指しています。
23	p.5Ⅱ_1 重点取組、戸山公園は都心に近い立地であることもあり、ゴミのポイ捨てが多く、利用者にとって危険で景観的にも良くありません。公園ルールの周知徹底と、園内のごみ収集等の対策に関して、重点取組に記載できませんか。	「全ての利用者や地域住民が安全で快適に過ごせる環境を提供するため、利用ルールやマナーの周知徹底を行い、不適正な利用を防止する」としてしています(共通編 P.11)。ご意見は参考とさせていただきます。
24	p.5Ⅱ_1 重点取組、戸山公園では、多くの子供が利用する場での喫煙や、歩きタバコ、タバコのポイ捨てが多発しています。公園での喫煙に対する方針を、記載することはできませんか。	
25	p.5Ⅱ_1 重点取組(6)(7)、「インクルーシブ」、「誰もが使いやすい」とありますが、大久保地区芝生広場等では、数年前に、背もたれがなく座面奥行きが非常に小さな椅子等に改修され、高齢者や子供、障害を持つ方などの椅子の使用が制限されています。誰もが使いやすい公園となるよう、インクルーシブな椅子等を多数増設する取組や、パークマネジメントプラン第5章施策7にある多様な過ごし方ができる空間づくり、施策10サードプレイスとなる環境づくりについて記載していただけないでしょうか。	ご意見は参考とさせていただきます。
26	p.5Ⅱ_1 重点取組(6)(7)、「誰もが使いやすく楽しめる公園づくり」、「だれもが遊べる児童遊具広場」の取組は、周囲に病院・住宅等が多数立地する戸山公園では非常に重要なため、迅速に整備いただけますと幸いです。一方、全ての場所を平らにするだけでなく、段差や斜面等を適切に整備し、歩く、登る、踏ん張るなど、身体をフルに活用できる場所が、運動能力向上、身体の機能回復・健康づくり等の観点において重要だと思いますので、このことに関して追記いただけないでしょうか。	ご意見をふまえ、今後の整備、管理運営を進めてまいります。
27	p.5Ⅱ_1 重点取組、共通編記載の木登りやスポーツ、花火など日常利用におけるルールの緩和や、キッチンカーによる出店など民間活力・ノウハウを取り入れることは良いと思いますが、一方で、近年は大久保地区のやくどうの広場を占用、閉鎖的に利用し一般利用者が入場しづらい大規模なイベントなども開催されています。周囲が住居地域となっていることも踏まえた、利用ルールや占用に関する方針について、記載いただけないでしょうか。	「公園利用の多様なニーズを実現するため、周辺地域や公園内の環境等との調和にも配慮し、公園の特性に応じたルール緩和を行い、公園の楽しみ方を増やす」としてしています(共通編 P.12)。ご意見は参考とさせていただきます。
28	p.5Ⅱ_1 重点取組、過去の戸山公園マネジメントプラン(令和4年3月)では、「むこう10年間を見据えた主な目標」が7点定められていますが、「目標 3:適正な利用を確保した安全・快適な都立公園、目標5:スポーツによる健康づくりの場となる都立公園、目標6:子どもたちの健やかな成長の場となる都立公園、目標7:都民や企業等とのパートナーシップを推進する都立公園」等は、本(案)においても記載すべき重要な内容ではありませんか。	各事項は共通編(P.11、15、18、21等)に取組例を記載しております。ご意見は参考とさせていただきます。
29	p.5-p.9Ⅱ 過去の戸山公園マネジメントプラン(令和4年3月)p7-15からp7-18「維持管理の取組方針」、「運営管理の取組方針」、「安全・安心な公園への取組」と比べると、本(案)では、具体的な取組内容の記載がありませんが、その理由を教えてください。	各事項は共通編(P.3~9、11~15等)に取組例を記載しております。ご意見は参考とさせていただきます。
30	p.7-p.9Ⅱ_2 ゾーン別基本方針Aやくどうの広場と芝生広場のあるゾーン(大久保地区)では、「近隣の学生のようなスポーツや練習の場として利用されている。利用調整などを行いながら、多くの利用者のスポーツ等の利用に対応していく。」とありますが、ここには、やくどうの広場、芝生広場、幼児コーナー、ジョギング広場Aと多様な場があり、年齢や時期、時間によりその利用目的が異なります。管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、各区分・各ゾーン(各広場)に対して、どの場所でどのような使われ方をしているか、その使われ方に対してどのように対応していくかを、基本方針に丁寧に記載することはできませんか。	ご意見をふまえ、P.8「A多目的広場ゾーン」について、「主に近隣住民や学生の様々なスポーツや練習の場として利用されている。利用調整などを行いながら、多くの利用者のスポーツ等の利用に対応していく。」に表現を修正しました。
31	p.7-p.9Ⅱ_2 大久保地区では、土壌汚染対策のため、一時的にアスファルト舗装がなされている箇所が多数あります。土壌汚染対策に関する方針について、記載すべきではないでしょうか。	立入禁止措置や飛散防止について適切に対応しております。ご意見は参考とさせていただきます。

戸山公園		
No.	意見の概要	都の考え方
32	p.7-p.9 II 2 共通編p.17記載のとおり、夏の猛暑などから身を守るため「天候や季節を問わず、公園を楽しめるようにする(雨や日差しを避けて利用できる場を創出する)」ことは重要だと思います。しかし、近年、大久保地区では屋根のある東屋の撤去などが行われました。どこで、どのようにして、雨や日差しを避けて利用できる場を創出していくのか、本(案)に記載して欲しいです。	具体的な整備内容については、新規整備や改修の機会を捉えて検討していきます。ご意見は参考とさせていただきます。
33	p.12 III 園内の写真について、本(案)をみて公園の現状が把握できるよう、大久保地区、箱根地区それぞれの広場ごとに少なくとも1枚以上、撮影時期を記載した写真を掲載する方が良いと思います。	各地区の主要な施設の写真を掲載しています(P.12)。ご意見は参考とさせていただきます。
34	p.1-p.16 全体をとおして本(案)は、共通編(基本事項)の内容と、過去のマネジメントプランの一部を抜粋しただけの内容に留まっているように感じます。せっかく公園ごとのマネジメントプランを今後10年の指針として定めるのであるから、戸山公園ならではの立地特性や現況を反映した、より良い公園づくりを目指すプランとして欲しいです。	今回の改定では、戸山公園ならではの立地特性や現況を反映し、目指す姿を設定しております。ご意見をふまえ、今後の整備と管理運営を進めてまいります。
35	主な催し物(令和6年度実施分)について、イベント、都民協働、自主事業の違いについて説明が欲しいです。また、各催し物の概要(主体、目的、対象、実施場所等)を記載いただくと、公園でどのような催し物が行われているのかが把握できて良いと思います。	それぞれ「イベント」は公園の魅力向上や新たな利用者サービスの提供を図るために指定管理者が行う催し物、「都民協働」は都民やボランティア等と協働して実施する催し物、「自主事業」は指定管理者が自主財源で企画立案し、行う催し物のことです。ご意見は参考とさせていただきます。
36	主な催し物において「大新宿区まつり ふれあいフェスタ」等の比較的大規模な催し物が記載されていないのはなぜですか。	本プランには、原則として戸山公園の指定管理者が関与する催し物を記載しております。ご意見をふまえ、P.15「自然ふれあいクラフト教室」について、「10月(大新宿区まつり「ふれあいフェスタ2024」)」に修正しました。
37	II_1 目指す姿に「豊かな緑に親しめる」とあります。子供が自然の中での遊び体験ができるよう、自然とふれあう遊び空間づくりや裸足でも安全に歩ける場所等を整備して欲しいです。	具体的な整備内容については、新規整備や改修の機会を捉えて検討していきます。ご意見は参考とさせていただきます。
38	II 子供を含めた多くの方が、本(案)の取組を理解したり協力したりするには、目指す姿や重点取組、基本方針などについて、パースや図面、ダイヤグラムを用いて視覚的にわかりやすいものとする必要があると思います。	ご意見は参考とさせていただきます。
39	I_4「東京都地域防災計画及び新宿区地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。」とありますが、防災について、戸山公園では具体的にどのような役割や機能を持っていますか。その役割や機能に対して、これまでの具体的な取組や整備実績等を記載したうえで、さらに必要となるこれからの取組(重点取組)を記載するのが良いと思います。もし、戸山公園の具体的な防災機能等について別に公開されているのであれば、IV資料編に追加して欲しいです。	戸山公園は、東京都地域防災計画で避難場所に位置付けられています。現況平面図には、災害対応トイレの位置を示しております(P.10)。ご意見は参考とさせていただきます。
40	II_1(2)「復興の拠点となるオープンスペース」とは、災害時等に具体的に何を行う場所ですか。	震災時に、避難誘導、救出・救助、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧などの応急対策活動を迅速かつ効率的に行うことで、人命の保護と被害の軽減を図るとともに、震災後の都民生活の再建と都市復興を円滑に進めるための活動拠点となります。
41	II 共通編ではPDCAサイクルに基づいたマネジメントサイクルを構築するとありますが、具体的にどの事項に対して評価を行うのでしょうか。評価事項を本(案)に具体的に記載するのが良いと思います。また、評価を行う主体やタイミング、「C評価」と「A施策の見直し」の公表方法について本(案)に記載して欲しいです。計画の進捗や取組状況を定期的にWebや園内掲示等で分かりやすく発信し、多くの方からの意見収集を行うことも大切だと思います。	パークマネジメントマスタープランに掲げる指標に対して評価を行うことを想定しています。ご意見は参考とさせていただきます。
42	共通編p.11に利用ルールの周知徹底及び緩和に関する記載があります。戸山公園において、現状どのようなルールが定められているのか、IV資料編等に追記いただけないでしょうか。	都立公園共通の利用ルールは、建設局ホームページに掲載しております。ご意見は参考とさせていただきます。
43	「都心に近い立地を生かし、魅力を高めるほか、防災機能の強化等の取組を進め、都市の防災力を支え、豊かな緑に親しめる、地域に愛着を持たれる公園としていく」とされているが、この方向に加えて、サービスセンターなどにおいて、かつての尾張藩戸山荘や陸軍などの土地利用の来歴が来園者にわかるようにしていただきたい。	ご意見は参考とさせていただきます。
日比谷公園		
No.	意見の概要	都の考え方
44	「百二十年の時代を経て積層した魅力にさらに磨きをかけ、歴史ある公園を誰もが利用しやすく、楽しめる、新たな時代の公園としていく」とされているが、都市景観法だけではなく、歴史ある都市公園なので文化財保護法による保全も行って、樹木だけではなく、守るべき園内のレイアウトや各施設の保全に努められたい。	日比谷公園の再整備は「バリアフリー日比谷公園プロジェクト」に基づき行っています。本プロジェクトを「歴史的文化的な価値を継承しつつ、誰もがより楽しめる公園に進化させる」、「公園の緑を守っていく」、「アクセシビリティを向上させ、より多くの方が公園を訪れることを目指す」という考え方のもと推進し、日比谷公園を将来の都民に継承していきます。ご意見は参考とさせていただきます。
玉川上水緑道		
No.	意見の概要	都の考え方
45	Eの場所が多いのがすごくうれしかった。玉川上水緑道は地域の人の憩いの場であり、安らぎを感じる場所だから、自然が多いのがすごく嬉しい。歩いているときに木が道の両サイドにあたりして、とても良いのでこれからもそれを守ってほしい。しかし、最近それを踏みにじっている人を多く見かけるので、そこはどうにかした方が良く思う。	ご意見をふまえ、今後の整備と管理運営を進めてまいります。また、利用ルールの周知徹底については、「全ての利用者や地域住民が安全で快適に過ごせる環境を提供するため、利用ルールやマナーの周知徹底を行い、不適正な利用を防止する」こととしています(共通編 P.11)。
46	小平市中央公園付近は、道路開通のため、玉川上水の周りの大木を伐採する計画ですが、周辺の渋滞は緩和されており伐採してまでの道路開通の必要性を感じないので、計画を撤回、もしくは道路を通すのであれば地下を通すなど、豊かな自然を残すような計画への変更を要望します。 大木を残すことは、防災、市民の心身の健康、生物多様性維持などの観点などからも望ましいので、道路開通計画撤回の実現を宜しくお願い致します。	小平市立中央公園と隣接する小平都市計画道路3・2・8号線(五日市街道から青梅街道までの区間)は、事業認可を取得し、現在、事業を進めている路線です。

長沼公園		
No.	意見の概要	都の考え方
47	・A多目的広場ゾーン 頂上園地や展望園地のあるゾーン 遊戯は設置しないでください。自然のもので遊んでほしい。	ご意見は参考とさせていただきます。
48	・KとO 魅力ある公園としてさらに充実していくために将来、尾根道・頂上園地南側の畑や長沼口中央入り口わきの休耕田が含まれるといい。 南側の眺望が開けるところです。来園者にひと休憩入れられる適地です。一部関東ローム層が残っていましたが削られました。長沼公園は地層が観察できる貴重な丘陵公園です。 しかしながら長沼の名前のごとく水の溢れ流れていたイメージはこの2、3年のうちに減少しました。長沼駅から田んぼを見ながらたどり着けましたが畑となりついに家並に変わりました。公園に接する部分はまだ農家がありそれなりの雰囲気を守っており、長沼公園の良さを支えています。 現在は青空幼稚園が使用し、何とか田んぼの形態が見られます。水面の重要性は長沼公園を調査された先生からも聞いています。作った公園ではなく在来の蓄積された地層や土、水そのものに多くの生き物が育てられています。平山城址公園との違いも見えてくると思います。間が遮断されたのは不幸なことですが、観察会で大回りでも両公園を歩くことができるのは幸せなことです。来園者にも楽しんでもらいたい。 中尾根から西の沢に入ってすぐの急斜面を安心して登り下りれるよう手すりなどを設置していただくと歩きやすくなります。	ご意見は参考とさせていただきます。
平山城址公園		
No.	意見の概要	都の考え方
49	・8頁K, O 平山城址公園東園は宮嶽谷戸上流部にあたり、下流部は東京都堀之内里山保全緑地となっています。いうまでもなく下流部への影響を常に頭に置くことが必要になってくる位置にあります。特に湧水や水生生物については配慮をお願いしたい。トウキョウサンショウウオなどのオタマジャクシについては餌とするアライグマが宮嶽谷戸には住み着いているようで心配の種です。下の里山保全緑地側では何か所かに仕掛けを置き駆除しています。公園内にも置けば効果が出るかもしれません。 現在公園と八王子市環境学習推進課は自然観察会を、宮嶽谷戸全体をフィールドに行っています。来園者にとっては一体のものでから同時に観察でき、公園と保全緑地の違いが肌で感じることができるでしょう。公園はよく手入れが行き届きさわやかに感じます。この関係を職員の交代で終わらないようお願いしたい。	ご意見をふまえ、今後の整備と管理運営を進めてまいります。
50	利用状況等データ ・来園者の増加を望むとしたら 西園は枯損木の整理やアズマネザサの下草刈りで丘陵の形が分かるほど、明るい林となりました。近年夏の期間が長くなり暑さも厳しい。やはり日影が必要でしょう。 以前の西園「サクラの道」あたりはサクラの木が多くあり、お花見に大勢の人が集まっていました。現在はサクラの木の交代時期でさみしい感じがして花見客も少ないのだと思います。代わりにほかの樹木や草花を見てもらえるよう樹名板など説明できるものの設置も有効かと思えます。また気楽に行ってみようと思う近隣の来園者が大学を通り抜ける近道を絶たれたことが減少の大きな要因となったのではと感じます。 東園の最南部「終わりと始まりのひろば」丘陵とはいえ高低差があり、いったん下れば戻る気がしないのが普通です。「終わりと始まりのひろば」からの案内、この先は都の緑地保全地域であり、先に進んでも幹線道路に出られることを知れば安心を得られるでしょう。	ご意見は参考とさせていただきます。
武蔵野公園		
No.	意見の概要	都の考え方
51	この計画には関係ないかもしれませんが、くじら山西側の柳の木が伐採されてしまいました。老朽化により倒木等の危険があるから、とのことで仕方ないとは思いますが、あの木は野川が旧河道だった時代からあったものだと思います。くじら山ができる前からのものであり、原っぱの景観と環境を形成していた大切な存在でした。ぜひ苗木を植樹して、また育てていただきたいです。よろしくお願いします。	当該樹木については、樹木診断を行った結果、倒木の危険があったことから伐採を行いました。また、現在、後継樹を育成しています。ご意見は参考とさせていただきます。
52	くじら山下の柳の木は伐採されてしまいました。市民からは長らく愛され、くじら山と共にある武蔵野公園の象徴的な風景でもありました。ここには再び柳が再生されるよう望みます。	
53	ランドマークであった柳を伐採するような管理は、基本方針に反しています。ぜひとも改めて植樹して、景観を再生	
54	してください。	
55		
56		

武蔵野公園		
No.	意見の概要	都の考え方
57	武蔵野公園は都内では唯一といえるほど、自然が残っている貴重な場所です。変に人工的な手を加えずに将来に亘って公園をこのまま残していただきたい。	「国分寺崖線や野川の特性を生かし、魅力を高めるほか、生物多様性の保全や防災機能の強化等の取組を進め、都市の防災力を支え、武蔵野の原風景を感じられる、魅力あふれる公園としていく」こととしています(P.5)。ご意見は参考とさせていただきます。
58	<p>ここ十年前ぐらいからこの地域では鳥、昆虫、動物が激減しています。これは都市化によるものが原因。言っても無駄だと思いますが、公園を下手に整備されれば、その影響による被害は甚大と思われる。AIに聞いても10秒もかからず下記のような返答が返ってきます。</p> <p>武蔵野公園で大規模な再開発や環境変化(例えば、護岸工事や苗圃の廃止、大規模な商業利用への転換など)が起こった場合、その「武蔵野の原風景」は劇的に変化する可能性があります。この公園は「苗圃(苗木を育てる場所)」としての機能があるため、一般的な公園よりも樹種の多様性が圧倒的に高いのが特徴です。</p> <p>食物連鎖の崩壊: 昆虫が減ることで、それらを餌とするカワセミやモズなどの野鳥も姿を消し、静かな「都市の庭」へと変貌してしまいます。</p> <p>武蔵野公園の価値は「整えられすぎでない野性味」にあります。もしここを近代的なレジャー施設へと大きく変えてしまうと、多摩地域が数十年、数百年かけて維持してきた「武蔵野の生態系コリドー(回廊)」に大きな穴が開いてしまうこととなります。</p> <p>と、AIも言っていますので、担当者様におかれましては慎重にご判断ください。</p>	
59	<p>5頁に関して、今までの日本の環境政策の重要性は1992年(平成4年)に地球サミットリオ会議を受けて1993年に地球規模の環境基本法の成立の基本概念の3項目①環境の恵沢と継承③環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、②国際的な対応による地球環境保全の積極的推進で決められてます。</p> <p>責務;地方公共団体(第7条)にて、地方公共団体は、国の施策した施策と各地方の支援的条件に応じた双方を行う責務と有するとされている。</p> <p>地球環境保全などに関する国際協力には下記3項目で環境基本法は、地方自治体に大きな役割を期待していることが希薄になっていませんか、最初の心構えが忘れられていませんか。</p> <p>①地球環境保全などに関する国際協力 ②地方公共団体又は民間団体による活動を推進するための措置 ③国際協力の実施などに当たる配慮が必要とされてます。</p> <p>国と地方自治体の法律上の関連(環境問題にはこれらの法律関連の歴史は重要と考えます) ○地方自治体の条例は国の法令に従っていることに気を付ける事、毎年環境監査では、環境法令の変更の審査を実施して、確認を行っている。 ○環境に関する順法の度合いを審査機関などにより確認される機会があるので注意が必要です。 ○環境基本法・生物多様性基本法・地球温暖化防止法などの最近の注目されている法律 環境関連の法律については、世界の環境の法則にも当てはまる、公的規則であるISOは国際規格と言われ、日本でもJIS化され、JISQ14001として発行され、必要とする公的機関や民間会社やそれらを審査委託される審査機関で使用されている。 特に最近では生物多様性基本法や地球温暖化防止法と環境関連の重要な法令として関連図ける場合が多い。環境について、国から都から指定されている、重要な環境設備を有する、小金井市等は環境資源の保護及び維持の大切さをもっと重点的な認識を持って意識するべきである。</p>	
60	<p>小金井市には親類が住んでいたもので、小学生の時から遊びに行きました。大学生時代は毎日通いました。子育て中は、広々とした大自然の中で、生き物、虫や魚鳥植物に接し、幸せでした。今は孫と。自然と親しみを育てるような環境意識して作ってほしいです。</p> <p>近所では庭をなくして、固める家が多くなってきました。エアコンをかけ続けて、窓も開けません。コンクリートだらけの市をめざすのではなく、自然を残して下さい。</p>	
61	くじら山は子供や子供づれの家族、そして高齢者の散歩道。野川と共に小金井の誇れる自然。今のままが最も素晴らしい。最高の自然に高める必要がある。	
62	武蔵野公園のマネジメント案は利便性などもあげているようだがその利便性により武蔵野公園本来の姿や多様な生態系が失われるリスク、また武蔵野公園という自然公園の近隣に暮らす住民の安全なくらしを脅かすリスクについて、あらゆる現況や問題を把握し検討しなおし対面での説明会の場を設けるべき。	ご意見は参考とさせていただきます。
63	今回のようなパブコメ手続きの前に、あるいは並行して、周辺住民や利用者らに対する本計画の趣旨や内容などに関する説明・意見交換の場を持つべきかと思えます。	
64	河川管理区域については、河川管理者とどう連携し、自然再生事業と公園全体のマネジメントの整合性を図っていくか示すべきである。	「野川との連携によって潤いある空間を創出していく」こととしています(P.3)。ご意見は参考とさせていただきます。

武蔵野公園		
No.	意見の概要	都の考え方
65	武蔵野公園の目指す姿として、生物多様性の保全と回復を挙げておきながら、重点取り組み内容が令和3年度のプランに比べて後退している。現プランでは、18ページで『生物多様性を確保するための方針を定め、計画的に整備する』と明記している。令和5年に生物多様性地域戦略を改訂し、取り組みを強化しようとする姿勢と矛盾している。さらに、東京都は当公園の最大の特徴である生物多様性のコア部分を分断・破壊する都市計画道路小金井3・4・11号線を次期優先整備路線としようとしている。このような切迫した状況にあって、生物多様性をどう守っていくのかの具体策が全く示されていない。	令和5年4月公表の「東京都生物多様性地域戦略」を踏まえ、都立公園全体で、公園・緑地の新規開園を進め、担保性のあるみどりを拡大するほか、既存のみどりににおいても生物多様性の保全を進めていきます。武蔵野公園においても、生物多様性の保全と回復を図るため、「多様な生物の生息空間やエコロジカルネットワークの拠点として、樹林や水辺等について生物の生息環境の整備を行い、モニタリング等を継続しながら順応的な管理を実施」することとしています(P.5)。ご意見は参考とさせていただきます。
66	「目指す姿及び重点取組」の中に、生物多様性の保全と防災機能の強化が並立して謳われている。はたして両立しうるのか。武蔵野公園は動物園でも植物園でもない。人の手を入れるのは最小限にとどめなければならない。武蔵野公園の生物多様性を守り育てていくには、動植物の棲息環境を静かに保全する人間の側の強い決意と覚悟が必要である。一方、防災機能の強化とは、鉄とコンクリで都市を改変し武装化することにほかならない。新設の駐車場が武蔵野公園の奥深くに設置され、24時間、排気ガス・騒音・光害・振動がもたらされるとしたらどうなるか。生物多様性はしだいに失われ、やがて人間社会と親和性のある一部の生きものだけが残っていくことになるだろう。もちろん絶滅危惧種などの生物は間違いなく絶滅していく。生物多様性の保全と防災機能の強化の両立が困難(トレードオフ)であるならば、前者を最優先して公園をマネジメントしてもらいたい。なぜなら、武蔵野公園の緑濃い多様な生物相から私たち人間は日々、有形無形の無限の恩恵を受けてきたからである。それはまさに、こころと体の防災になっているのである。	生物多様性の保全と回復を図るため、「多様な生物の生息空間やエコロジカルネットワークの拠点として、樹林や水辺等について生物の生息環境の整備を行い、モニタリング等を継続しながら順応的な管理を実施」することとしています(P.5)。また、「公園整備を推進し、燃え広がらない空間を創出するとともに、避難場所や救出・救助・復興の拠点となるオープンスペースを確保」することとしています(P.5)。 これらを踏まえて、生物多様性の保全と防災機能の強化の両立を目指してまいります。
67	従来からの駐車場の東側にある区域が平成27年版では「E:休息・散策ゾーン」だったが、案では「A:多目的ゾーン」になっている。意図した変更なのか、表記ミスなのか。	既設駐車場の東側の区域は、令和4年3月の改定時にA多目的広場ゾーンに指定しています。ご意見をふまえ、P.8「きんと雲広場や東広場のあるゾーン」として、「レクリエーション利用に対応していく」を追記しました。
68	3pの左、「4成り立ち、基本的な性格」の上から4行目「東八道路が公園内を通過しているため」との文は、間違いではないでしょうか。東八道路に接してはいますが、「通過している」わけではありません。	ご意見をふまえ、P.3「東八道路が公園に接して通っている」に表現を修正しました。
69	また、ここは、金曜に小金井市のプレーパークが毎週ひらかれているがそのことがひとつもかかれていない。子育て子育てのうち自然に親しむことが環境を大切にしている行動につながるのには研究者の知見からも自明である。公園の有効利用としてもっとアピールすべきだと思う。	本プランには、原則として武蔵野公園の指定管理者が関与する催しを記載しております。ご意見は参考とさせていただきます。
70	「生物多様性の保全と回復」を第1の取り組みとしてあることに賛成。今年に入り、園内に湿地が完成し、これからどんな生物が訪れてくれるかを楽しみにしている。(1)の次が(3)となっているのは単純なミスなのか、何か大切なものが抜けているのか、気になるところである。	ご意見をふまえ、今後の整備と管理運営を進めてまいります。また、ご意見をふまえ、項番を修正しました(P.5、6)。
71	15ページ 主な活動団体が二つ掲載されているが、この地域で自然再生事業を担っている「野川自然の会」が含まれていない。建設局と共同で20年の活動実績がある団体である。掲載するべきではないか。	本プランには、原則として武蔵野公園の開園区域で活動している団体を掲載しています。ご意見は参考とさせていただきます。
72	武蔵野公園くじら山の東側に駐車場をつくることは自然豊かな環境をこわし遊歩道をさえぎり、子供達を交通事故の危険にさらすことになるので絶対反対です。	くじら山東側のゾーン表記は誤記であったため、お詫びするとともに「N(管理ヤードゾーン)」に訂正しました。ご意見は参考とさせていただきます。
73		
74		
75		
76		
77		
78		
79		
80		
81		
82	公園の中心部に駐車場を整備するのは生態系を破壊するだけでなく、風致も壊れ、豊かな環境を守るために積み上げてきた住民との信頼関係も壊すことになるので反対です。	
83		
84		
85		
86		
87		
88		
89	ゾーン別基本方針では、くじら山東側の管理ヤードゾーンを駐車場ゾーンに変更しているが、これが都市計画道路整備工事による駐車場減に対応する準備だとしたら、欺瞞的であると言わざるを得ない。当ゾーンにアクセスする車道はないため、新設するとしたら貴重な林間の遊歩道を壊し、生物多様性にも損害を与えることとなるので、ゾーン変更には反対である。現地の状況や社会情勢を再度確認の上、現状に合ったプランを真摯に検討すべきである。	
90	くじら山の東側、現資材置き場あたりのM駐車場ゾーンは、何のために、誰が使用することを想定して駐車場にするのか不明です。園内は昼夜問わず、犬などの散歩やウォーキング、ランニングなど多くの人が行き交っているので、そこを車が行き来するのは危険ですし、苗圃などへの影響も心配です。必要とはまったく思えませんので、計画案に反対します。	

武蔵野公園		
No.	意見の概要	都の考え方
91	くじら山の東側にある資材置き場付近に駐車場を設ける案が出ている様子ですが、そもそも何のためでしょうか？武蔵野公園は、自然を楽しみに、散歩や遊びに訪れる方々が訪れる場所です。車が入り入れられる危険性と息する野鳥や木々への影響をどう考えているのか、実際はどういった目的なのか、公開の計画案には全く記載がありませんし分かりません。住民説明を強く求めます。	くじら山東側のゾーン表記は誤記であったため、お詫びするとともに「N(管理ヤードゾーン)」に訂正しました。ご意見は参考とさせていただきます。
92	都内で唯一の自然再生協議会が設置され自然再生事業が行われている武蔵野公園は数十年に渡り、武蔵野公園の自然や生物を守ろうと数ある団体をはじめ公園近隣住民含む多くの方々が活動を行っている。この計画案はまず、そういった方々に対し必要な説明の場を設け必要な議論の時間を充分に行っていない。ゾーン別基本方針では、くじら山の東側の管理ヤードゾーンが駐車場ゾーンに変更になっているが変更理由が明確に記されておらず、現状に合ったプランを検討された内容と思えない。	
93	くじら山の東側が駐車場ゾーンに変更されていますが、公園の中心部に駐車場を作れば、生態系を破壊することになるので反対です。現在、この場所には車でアクセスできない筈です。そのような場所が駐車場ゾーン予定地になっているのは、都市計画道路小金井3・4・11号線の建設準備のためでしょうか、そうであれば全く容認できません。	
94	ゾーン別基本方針では、くじら山の東側の管理ヤードゾーンがシルバー一点線囲い(管理ヤードゾーン)になりながら、アルファベット表記は駐車場ゾーン(M)となっています。こちらは記載ミスであるのか、実際に駐車場ゾーンとする計画であるのか説明を求めます。それと同時に、駐車場ゾーンとする計画であるならば、反対です。放課後の子ども達が多く過ごすくじら山原っぱ脇が駐車場となることは、子ども達の安全面からも受け入れられません。	
95	令和4年度の武蔵野公園マネジメントプランで「N」管理スペースだったエリアが、「ゾーン別基本方針図」のくじら山東側のエリアが、何の変更理由の説明も無しに「M」駐車場ゾーンに変更されている。このエリアは、くじら山に隣接し、森の緑の中に開かれた部分で、長年、堆肥処理などに利用されてきたが、ここを「駐車場」に変えてしまうのは、このマネジメントプランの冒頭に掲げる「武蔵野の原風景を感じられる、魅力あふれる公園」とする目的に著しく反するのではないかと。現在ある東八道路沿いの駐車場に加えて、更にここに駐車場を追加するには、公園内にそのアクセス道路が必要となり、更なる自然環境の破壊にもつながる。40年以上に亘って、くじら山、原っぱに通ってきた市民として、この案は是非ともこれまでの「管理スペース」のままにしておいて欲しい。	
96	公園の真ん中に駐車場を設ける等はおもての外であり真面目に検討する気にもならない。	
97	武蔵野公園のクジラ山東資材置場が、突然駐車場となるという。公園を破壊するつもりか。自然環境保全遵守のグリーンベルト構想はどこに行ってしまったか。勝手な、一方的設置は大いに反対。	
98	くじら山の東側に新規駐車場を開設するようだが、必要なら現行の駐車場を拡張、改変すべきである。そもそも、当該公園は苗圃が大きな目的であり自然を豊かに守るためにも、断固として反対である。	
99	くじら山東側に「M」の駐車場が案とされており、これは認められません。武蔵野公園は遊具もなく静かな散策が楽しめることが美点であり特色でもあります。歩車分離、車が入れるゾーンと人が散策するゾーンのゾーニングは常識であり守るべきことで、案は見直しが必須です。	
100	くじら山東側のM駐車場ゾーンについては「N」の誤植でしょうか。誤植では無く今後駐車場として整備される場合、こういった動線でいずれの道路とつながりますでしょうか。いずれにしても公園中央かつ地面の柔らかい箇所を通る必要があると思われるため、公園全体の自然に大きな影響があるかと思えます。再考をお願いいたします。	
101	①「M(駐車場ゾーン)」を作るため車道を作ることになり多くの樹木が伐採され貴重な動植物のすみかがなくなります。②車道が建設されたら、多くの園児や、散歩・ジョギング・犬の散歩を楽しむ人達が安心して散歩したり、遊んだりできなくなります。③ここは毎週金曜日に小金井市が行う「くじら山プレーパーク」や、8月の子どもたちのための「わんぱく夏祭り」、11月の「原っぱまつり」会場のすぐ隣でもあり、素晴らしい自然があつてこそ開催できるイベントであり、これらのイベントのスムーズな開催を妨げます。④このように重大なことが多くの市民に知らされないまま強行されることは住民自治に反します。以上4点の理由で、くじら山東エリアの「M(駐車場ゾーン)」設置に大きく反対します。	
102	7ページのゾーン別基本方針では、現況図(9ページ)に比べて、くじら山近くの東側が駐車ゾーンに変更になっている。公園の中心部に駐車ゾーンを設置することは容認できません。生態系を破壊するだけでなく、風致も壊れ、豊かな環境を守るために積み上げてきた住民との信頼関係を破壊します。増してや3.4.11号線整備工事の準備とするならば言語道断。	
103	クジラ山の東側は、夏季の公園散策に不可欠な木陰が豊富で、たくさんの公園利用者が楽しんでます。そこを駐車場にしてしまったら、近隣の散策者が減少するだけでなく、車での来園者はむしろ減少するでしょう。国木田独歩の「武蔵野」を改めて読み直しましたが、小説中の「武蔵野」を、「武蔵野公園」と置き換えてもすんなり読めるほど、武蔵野公園には「武蔵野」の面影が未だに残っています。わざわざそれを破壊しようとする人間の意志の悪質さが理解できません。	
104	くじら山の東側に駐車場をつくらないでください。自然、景色が台無しにされます。	

武蔵野公園		
No.	意見の概要	都の考え方
105	くじら山の近くのM「駐車場ゾーン」が気になります。ここに車が来れるようにすると、E「休息・散策ゾーン」がうるさくなり、景色も悪くなり、休憩できる場所でなくなります。そうなれば、休息・散策ゾーンという名前が使えなくなると思います。なので、このMはおかしいと思います。	くじら山東側のゾーン表記は誤記であったため、お詫びするとともに「N(管理ヤードゾーン)」に訂正しました。ご意見は参考とさせていただきます。
106	くじら山の東側がM「駐車場ゾーン」に変更されているが、これには絶対反対である。この場所は現計画では「管理ゾーン」とされており、資材置き場として使われたり、作業用の車両が一時停車したりすることはあるが、一般車両がアクセスできる場所ではない。したがって、くじら山の東側のMマークは消去し、「管理ゾーン」に戻すべきである。	
107	くじら山の東側に「駐車場ゾーン」が計画されているが、なぜ、このような公園の真ん中に駐車場を設置するのか理解に苦しみます。しかも、常時、車が入り出すような道路は見当たらない。ここに車を乗り入れる道路と駐車場を作ることはナンセンスである。駐車場設置計画の撤回を申し入れる。	
108	くじら山の東側のゾーンを駐車場に変更する事は自然豊かな環境を破壊し、生態系を破壊することになる。もうこれ以上自然環境を壊す事はやめて欲しい。	
109	原っぱと苗床の間にあるゾーンは平成27年版では「N:管理ヤードゾーン」だったが、案では「M:駐車場ゾーン」になっている。意図した変更なのか、表記ミスなのか。	
110	くじら山の東側が「管理ゾーン」からM「駐車場ゾーン」に変更されているが、仮にこの箇所を駐車場にする方針があるのであれば、この場所に車が通れるように、E「休息・散策ゾーン」を大幅に変更する必要がある。しかし、Eゾーンの変更については何も触れられていない。したがって、このくじら山の東側のMマークは意味不明である。なお、くじら山の東側に車を通すようにE「休息・散策ゾーン」を変更することはできないはずである。というのも、車がくじら山の東側にまで入ってこれるように改造したら、Eは「休息・散策ゾーン」として機能しなくなるからである。この点からしても、このくじら山の東側を「駐車場ゾーン」とするのは意味不明であり、このようないい加減な方針転換は認められない。	
111	ゾーン別基本方針図を見て気づいたことを述べます。まず最初に疑問に思ったのはくじら山東側の駐車場です。車が走れる道路もない場所に駐車場を新設する意味がわかりません。	
112	都立武蔵野公園は、かつての武蔵野の自然を感じられる自然豊かな公園です。私を含め多くの大人や子どもたちが訪れ、さまざまな動植物や広い空に触れられる、今となっては貴重な場所となっています。このような公園を維持していただいていることにとても感謝しています。今回の計画を見て、疑問に思った点があります。くじら山の東にMというマークで駐車場ゾーンが示されています。これは一般車両が入るような駐車場とお考えでしょうか。現状を見ていると作業用の車だけが入る駐車場のように入ります。その点を明らかにしてください。地球温暖化防止対策のための緑地、また人々の心を和ませる場としての、都立武蔵野公園の貴重でゆたかな自然をこのままにしておくことを望みます。	
113	武蔵野公園の原っぱは生物保全と人が共生していけるかの大切な場所だと思っている。駐車場が、現在の集積場につくられるかのように書かれているが、どのように車が入るのか？車が入ることは最低限にして欲しい。	
114	多目的広場ゾーンと休息・散策ゾーンの間、公園のほぼ中央にM駐車場ゾーンができています。現状ではこのようなものはないと思うので新設と思います。「国分寺崖線や野川」の特性を生かし、魅力を高めるほか、生物多様性の保全や防災機能の強化等の取組を進め、都市の防災力を支え、武蔵野の原風景を感じられる、魅力あふれる公園としていく」が目的のプランと理解していますが、中央に駐車場を配置するのは生物多様性の保全の観点からは真逆であり、防災機能の強化にもほぼ資することはないです。実際には野川沿いや多目的ゾーンや休憩・散策ゾーンを横切るアクセス路も必要となり、武蔵野の原風景を著しく毀損します。駐車場が必要ならば、辺縁部の道路沿いに作るべきではないでしょうか。	
115	くじら山東側に現在はない駐車場が明記されている。 駐車場を新たに設置する理由は何なのでしょう？ 現在他の区域にある駐車場に対応できるのではないのでしょうか？ 新たに設置するには公園内に車が入る道路も必要になり、公園内の緑が減るので駐車場は作らないでください。	
116	くじら山の東側の駐車場に心配する声を小金井市の知人から聞いています。園内に車が走ることを心配されていることだと思っています。	
117	なぜ公園のど真ん中に駐車場が必要なのか意味不明です。 この、くじら山付近は近隣の小学校が日頃から教育活動にも使用している貴重な空間であり、永久的に保存すべきです。 また、貴重な自然を、一部でもコンクリート・セメントで固めることは、生態系を壊すことであり、近隣住民として容認できません。 駐車スペースが必要なのであれば、すでに人工化されている自動車試験場の一部を割譲すれば良いのではないのでしょうか。	

武蔵野公園		
No.	意見の概要	都の考え方
118	<p>くじら山の東方に新たに駐車場を設ける計画に強い疑問と危惧を感じる。</p> <p>下記に提議をする。</p> <p>①環境を「保全」する理念が資料には随所に言及されているが、まず駐車場を新たに設ける計画は保全とは明らかに矛盾し整合性がない。</p> <p>②その原則を覆してまで計画する合理的事由が具体的に示されていない感覚に、責任がある熟考を重ねたプロセスを経ていいのか、強い疑問を禁じ得ない。経済効果なのか災害対策なのか科学的に示されていない。</p> <p>③駐車場新設による現状変更は下記の具体的な危険が想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実踏すれば明らかで、このエリアは未就学の幼児が安心して遊んでいる風景がある。西多摩地区の親世代は教育志向が高く、低年齢時における安心できる自然学習が知育を育むことを知っており、子育て世代が移住している。その空間に車輛が入り込むことは暴挙である。高齢ドライバーによる駐車場事故も増えている。子育て世代の安息を奪って良いものか。</li> <li>・生物多様性は連続した棲息環境により豊かに育まれる。都心の緑化公園にはない、野川公園とも連続した稀有な環境がフクロウ棲息も実現させ、愛されている。それを分断する行為は周辺住民への重大な挑戦である。</li> </ul>	くじら山東側のゾーン表記は誤記であったため、お詫びするとともに「N(管理ヤードゾーン)」に訂正しました。ご意見は参考とさせていただきます。
119	くじら山原っぱ東側の駐車場ゾーンへの整備となっているが、同原っぱの空間を楽しむ多くのイベント関係者や利用者にとっては違和感を感じます。小金井市内に居住していたころ、同原っぱの保全活動に関わりを持ち、上京の際に今で尋ねる機会もあります。駐車場ゾーンへの整備含めて東京都の考え方が不明です。	
120	ゾーン別基本方針で、くじら山東側の駐車場としている場所を「駐車場」と位置付けるのは反対です。駐車場とするには、入り口から公園の中を通過して通路を広げる必要があり危険です。駐車場は入り口付近、サービスセンターの東側にもあり不足していると聞いていません。ここだけに限定すべきです。	
121	公園の中心部に駐車ゾーンを設けることに、大きな疑問を抱いています。園内を車が入り出すことは極力避けなければならないし、それが都市計画道路の整備のためのものだとしたら当然容認することができません。	
122	武蔵野公園は野川公園とならび、野川とはけ周辺の自然を守り育む地域にとってかけがえのない貴重な場所です。この計画案の中には、武蔵野公園内くじら山の横に駐車場を作る案が含まれるようですが、その案には反対です。そして撤回を求めます。野川公園にも武蔵野公園にもすでにきちんと駐車場は整備されており、公園の利用には現状のままでも差し支えないと考えられます。野原や雑木林、そして野川とひとまとまりの自然の中に駐車場を新設することの悪影響は計り知れないもので、駐車場新設は撤回中止してください。貴重な予算は、自然を守ることに使うことを強く求めます。	
123	7頁 くじら山の東側ゾーンを駐車場に整備するという事は、新しい道路を建設することで、正に自然豊かな環境を破壊して取り返しのつかない事態を招きます。小金井3.4.11号線の整備工事の準備でしょうか？ 全く容認できません。くじら山周辺は子供達の大切な遊び場であり、住民にとっては、富士山と同じ位の価値を持つものです。どうかこの場所を駐車場にすること等考えないで下さい。	
124	7ページ くじら山の東側のゾーンが、前回の計画ではNであったが、今回はMとなっている。これでは園内の主要部分に自動車の交通を認めることとなり、公園の自然環境の破壊につながる。撤回するべきと思う。この意図は何か、説明が必要。	
125	ゾーン別基本方針の図(P8)において、Mが駐車場のあるゾーン(P9)とされているのはまったく青天の霹靂で、このような公園の中心部まで車利用させるという案自体、まったくありえないです。駐車場の案はすぐに撤回してください。	
126	クジラ山付近に駐車場を作ることは、断固反対です。公園内に駐車場は必要ありませんし、既に駐車場はあります。公園内に作るということは、道路も作ることになり、自然も壊され、住んでいる動物や遊んでいる子ども達にも影響が出ます。近くに学校があり、授業中や放課後子ども達が沢山います。幼稚園や保育園の子どもたちも、毎日公園を利用しています。そして、災害場所にも指定されている為、多くの方が避難するにも、駐車場は必要ありません。道路や駐車場を作ると、危険を伴いますし、近隣の住民は、道路は勿論ですが駐車場も必要としていません。	
127	8ページの地図を見るとなんとくじら山のすぐ近くに駐車場を作るようになっている。ここに駐車場を作るのには車の進入路が必要になる。つまり多くの木、ケヤキ、桜、百合の木、大きなヤマボウシや百日紅などを伐採することになる。マネジメントプラン(案)には生物多様性の確保と書いてあるのにそれを破壊するのか。そして地図にはないがここは休息・散策ゾーンだ。くじら山やその東側では多くの子どもが遊んでいる。そんなところになぜ駐車場なのか。歩く人、自然を楽しむ人のことも考えるべきなのに、車ユーザーだけしか考えていないように見える。気候変動対策も取り組むべき課題だ。木を伐採すれば気温が上昇する。公園の木は切ってはいけない。	

武蔵野公園		
No.	意見の概要	都の考え方
128	くじら山の隣に駐車場は必要ありませんので、この計画を撤回してください。この公園には近隣住民が主に来る上、年配者や子連れの家族が自然環境に触れるために来ます。車で遠方から訪れるというのは、そもそもズレているのです。駐車場が必要なのではなく、自然環境の維持が重要なのです。公園というのは、スポーツをしなくてはいけない、バーベキューをしなくてははいけないという類のものではなく、それぞれが余暇を過ごす場所なのです。車を公園のど真ん中まで進入されることで、危険でもあり、楽しむこともできなくなります。	くじら山東側のゾーン表記は誤記であったため、お詫びするとともに「N(管理ヤードゾーン)」に訂正しました。ご意見は参考とさせていただきます。
129	既存の駐車場があるのに公園の真ん中に駐車場を作る必要はありません。車が通ることがないため子どもたちが駆け回って遊んだり、市民が自然を楽しみながら散歩をしたりしているのにこんな公園の中までクルマを通したり駐車場を作ってしまったら子供達にとっても危険です。武蔵野公園の自然を壊さないでください。	
130	くじら山の東側のゾーンを駐車場に変更するとのことであるが、なぜこの場所に設ける必要があるのか。駐車場を作りたいのなら東八道路から進入できる既存の場所に隣接して拡張すればよいではないか。今を生活している人間がその時の思いつきでいとも簡単に自然環境を壊してもよいのか。公園は東京都の財産ではなく都民一人一人の財産であることをお忘れなく。駐車場建設絶対反対	
131	くじら山の東側の原っぱは子供たちの絶好の遊び場であり、ここを駐車場にすれば、子供たちの遊び場を奪うことになりしますので反対です。武蔵野公園は落ち葉を踏みしめながら、日陰の道を静かに散歩するのに最適であり、遠くから来る人は、バスなどの交通機関を利用するか、野川に沿った遊歩道を歩いてくれば良いのではないかと。実際、野川の源流に近い大学キャンパスから野川沿いの遊歩道を歩いて公園に来る人も大勢おります。	
132	公園の中心部に駐車場とは。既設の駐車場があり、それを拡張という途もあるのに、進入道路を含め大きく自然をこわして、という発想が理解できません。車に便利な公園なら小金井公園があります。ここでは「有効に使われていない」ということも大切な自然の形です。どうぞ長い目で見て、武蔵野公園をどこにでもある、ありふれた公園にしてしまう誤った一歩を選ばないで下さい。	
133	「くじら山」東側の駐車場設置(案)は、絶対に反対です。今、この周辺は子供たちが元気に走り回るのに絶好の場所となっています。どうしても駐車場が必要なら今の駐車場(入口付近)で検討すべきです。	
134	くじら山東ゾーン駐車場。遊歩道をさえぎり生態系破壊。公園中心部を駐車場ゾーンにすることに反対	
135	駐車場が設置されることで車両の出入りが発生し、これまで安全に利用できていた公園環境が大きく変化することを懸念しています。子どもたちが広く安心して遊べる空間が狭まり、交通事故の危険性が高まる可能性があります。また、公園の緑や自然環境は地域の大切な資源であり、その保全は重要であると考えます。さらに、周辺には高齢者も多く居住しており、交通量の増加や環境変化が生活の安全や静穏に影響を与えないか不安があります。安心して利用できる公園環境を維持する観点から本計画について慎重な検討を求めます。	
136	武蔵野公園内にあらたに駐車場を作る事に明確に反対します。どうしても必要であれば現在ある駐車場に続けた場所に確保出来るのではないのでしょうか。都市計画道路建設にむけての準備に見えます。絶対反対です！！	
137	武蔵野公園の緑を守るため駐車場を作ることに絶対反対です。くじら山の車側のゾーンに変更することは、自然を破壊し子供たちの安全も守れません。どうか再検討をお願いします。	
138	駐車場の拡張は既設駐車場を拡張してあらたに別の場所に作る必要はない。絶対反対。自然豊かな環境を壊さないでください。	
139	くじら山の隣に駐車場が予定されていますが、子どもへの事故が懸念されます。駐車場が必要なら現有のところを拡張すべきです。くじら山隣の駐車場はやめてください。	
140	駐車場の拡張が必要なら今ある駐車場を拡張しないのですか？公園中心部を駐車場ゾーンに変更するのが小金井3・4・11号線整備工事の準備だとした全く反対です。	
141	くじら山の東側のゾーンに駐車場にすることは新たに進入道路も新設することになり、自然豊かな環境を壊し遊歩道を遮りそこを利用する人特に子どもたちを交通事故のキケンにさらすことにもなり絶対反対です。ここは地域ばかりでなくこのような豊かな自然を求めている人の大切な場所です。	
142	駐車場の拡張の必要は見られない。さほど混雑の様子は見てない。もし、必要ならば現在の駐車場を拡張すれば良い。今まで住民が必死で守ってきた自然を壊さないで下さい。駐車場ゾーンを作ることで小金井3・4・11号線整備工事の準備とも考えられ、全く許せない。車がこれ以上、増えると子供が安心して公園で遊ばず、生物の危機です。	
143	駐車場の拡張が必要であるなら、既存の駐車場を拡張すべきです。くじら山の東側ゾーンを駐車場に変更することは自然豊かな環境を破壊し、生物多様性への影響も出るため容認できません。	

武蔵野公園		
No.	意見の概要	都の考え方
144	<p>くじら山の北側、野川ぞいにM駐車場エリアを新設することに、強く反対します。</p> <p>長く、市民に愛され近隣の保育園児の日常的な外遊びの場として環境教育のみならず、すこやかな心身の育ちを支えてきた、大切な公共の遊び場です。車の進入を日常的に許すことは、前述の環境を壊し、交通事故を新たに増やすことにつながります。</p> <p>生物多様性の保全路線をとっているにもかかわらず、公園の緑地の整備計画をうたいながら、緑化と逆方向を目指して、どうするのですか？都職員の皆さんは、公園の意味や意義をどう認識されていますか？都内の全公園の優先整備区域を、各々の様々な立地と提起を現地周辺の住民へのヒアリング、説明会もなしに、画一的均一的に、単なる利便性を優先して、駐車場の増設を計画するなど、もってのほかです。</p> <p>今回の駐車場新設は、論外です。強く反対します。</p> <p>駐車場を増設したければ、東八道路に隣接したエリアを拡充すればすむことです。</p>	<p>くじら山東側のゾーン表記は誤記であったため、お詫びするとともに「N(管理ヤードゾーン)」に訂正しました。ご意見は参考とさせていただきます。</p>
145	<p>くじら山の東側のゾーンを駐車場に変更することは、新たな進入道路を新設することで、自然豊かな環境を壊し、遊歩道を遮り、子供たちを交通事故の危険にさらすことになるので絶対反対です。</p> <p>また、公園の中心部に駐車場を整備するのは、生態系を破壊するだけでなく、風致も壊れ豊かな環境を守るために積み上げてきた住民との信頼関係も壊すことになるので反対です。</p> <p>再考の程お願いします。</p>	
146	<p>7頁にあります公園のまん中にゾーン駐車場が設けられるのは、自然に恵まれたところに車が入るのは見なおして欲しい。</p>	
147	<p>くじら山東の駐車場は西側に東八からは入れる駐車場があり、余備のスペースもたくさんあるので道路のない自然豊かな公園を壊さないで。大人も子どもものびのびと安心して遊べる大切な広場で植物の種類も多様で数多い貴重な場所です。</p>	
148	<p>くじら山の東側の丘の上に新たな駐車場を作るのはナンセンスと考えます。道路にも直接つながっていない場所に、何故、いきなり駐車場を作る必要があるのでしょうか。都の考えている3.4.11号線の整備に継がっているものだとすれば、武蔵野公園の南地区がスタスタにされてしまうことになり、断固反対です。</p>	
149	<p>くじら山周辺は私が孫と遊んだ思い出の場所です。その近くに駐車場ができると聞き、あの辺りの自然に恵まれた環境を破壊しないように訴えます。車が多くなると、空気の汚れや交通事故の心配もあります。車中心の社会はもう終わりにして、人間中心の社会をめざして下さい。</p>	
150	<p>武蔵野公園、野川公園の一角はハケの緑地として多くの市民にとり貴重な憩いの場であり、「くじら山」は、この地のシンボルであり、この地で数多く催されるイベントのステージとして親しまれています。この山の東側に駐車場を作るなど、寝耳に水の知らせです。</p> <p>どんな根拠に基づいて、このような自然破壊のプランを立てるのか、本件についての都プランのページのどこに、駐車場をつくる必要性が述べられているのでしょうか。</p> <p>昨年、地域住民多数の反対が表明されているにも関わらず、「優先道路」と決定してしまった3・4・11号線との関係について、この「案」に何も述べられていないのも、不自然で不完全。駐車場設立案は、当該路線整備の第一段階に着手した、としか考えられません。</p>	
151	<p>子供達がくじら山の下で元気よく遊んでいる姿をよく見ます。この東側に駐車場を造るという事は自然環境を壊し、子供達の安全の確保ができるとは到底思えません。絶対に反対です。</p>	
152	<p>くじら山の東側に駐車場を作ることは反対です。くじら山は小金井市内はもとより多くの子供たちの自然にふれられる貴重な遊び場です。そこを分断するような駐車場には反対です。駐車場が足りないなら今ある駐車場を拡張すればよい考えます。</p>	
153	<p>駐車場の拡張が必要であるなら、既設駐車場を拡張すべきです。公園中心部を駐車場ゾーンに変更するのが、小金井3・4・11号線整備工事の準備だとしたら全く容認できません。</p>	
154	<p>くじら山の東側に駐車場を作る必要性についてしっかり説明してほしい。くじら山は市民にとっては自然と遊べる大切な場です。小学校の生徒や学童保育の児童たちの利用には駐車場を作ることによってキケンな場所になってしまいます。なぜ必要なのですか。説明してください。都市計画道路3・4・11号線とはどう関わりあるのですか。</p>	
155	<p>駐車場は、東八道路沿いにあると思いますが、何故くじら山の東側につくろうとするのでしょうか。広さが足りないなら、今の場所を広げる方がまだましなように思います。これ以上緑を減らす工事はやめてください。武蔵野公園は私達の大事な公園です。よろしくをお願いします。</p>	
156	<p>くじら山東側ゾーンを駐車場に変更することは生態系を崩し、車道も作ることになる。子供も大人ものびのびと遊べる原っぱがなくなり交通の危険もあるので絶対反対です。駐車場は西側に東八道路から入れるようにできており余備の空間もたくさん確保されているので全く必要ない!!</p>	
157	<p>武蔵野公園には西側スペースに東八道路から入れる駐車場があり更に駐車スペースが(西側に)確保されている。くじら山周辺の原っぱや林は子供達がのびのびと遊ぶ大切なスペースであり、そこに不自然な駐車場や道路を作る等絶対反対!!かけがえのない生態系を守り、子供達を危険にさらすことのないよう、慎重な対応を求める。</p>	

武蔵野公園			
No.	意見の概要	都の考え方	
158	安心安全自然豊かな武蔵野公園。中でもくじら山周辺は、子供達が集い、走りまわる所です。自然豊かな生態系を壊し、車の進入可能な危険な公園にするのに巨額の予算をつぎこむ等、論外です。現在の自然豊かで子供も大人ものびのびと遊べる空間を守って下さい。絶対駐車場や道路は作らないで下さい。	くじら山東側のゾーン表記は誤記であったため、お詫びするとともに「N(管理ヤードゾーン)」に訂正しました。ご意見は参考とさせていただきます。	
159	武蔵野公園の今は管理地の所に駐車地区と変更とのことですが、自然は、口をききませんが存在している。その価値は、私達人間が守り保存していかなば失われます。都民のために稀少なこの土地を避けて下さい。駐車スペースにしないでください。		
160	7頁にくじら山東側のゾーンに駐車場の追加があるのは今迄の静かなゾーンが自動車等によって、せっかくの自然の動植物が駄目になってしまう環境にするのは、公園の破壊になりませんか 以上から、武蔵野公園は今のままでよいと思います。見直しをお願いします。静かな公園が好きな地元の市民より。		
161	くじら山周辺は小学生の放課後の遊び場です。緑豊かな自然の中で子供達がのびのびと過ごしています。保育園、幼稚園の子供達の遊び場でもあり、ここ何年もの熱暑の夏を武蔵野公園の林の中で過ごす子供達がたくさんいます。大切な避暑も兼ねた遊び場を車の出入りする危険な公園にすることは絶対反対です。		
162	生物多様性の保全と回復を表明するのであれば、自然再生事業区域を分断し、生物多様性を破壊しかねない都市計画道路小金井3・4・11号線について事業化の見直しを明記してください。		小金井都市計画道路3・4・11号線外(東八道路から連雀通りまでの区間)は、東京における都市計画道路の整備方針において、優先整備路線に選定されている路線です。
163			
164			
165			
166			
167	3.4.11号線自体が公園を分断して生態系を破壊するものであり、整備の見直しを求めるべきです。		
168			
169	都立武蔵野公園は、昭和40年代まで小金井田んぼが残っていたために在来種の比率が高く、ハケの森、野川、草原とが一体となった極めて生物多様性に富んだ都内でも稀有な公園である。さらに、河川区域内では都内で唯一の自然再生協議会が設置され自然再生事業が行われている。一方では自動車交通量が減少傾向にある中で、この極めて貴重な自然環境を分断して、60年以上放置されてきた都市計画道路を推進しようとの動きがある。個人的には、時代にそぐわない都市計画道路は廃止すべきと考えるが、このような重要なポイントに当該マネジメントプランでは一切触れておらず、極めて空虚な内容であると言わざるを得ない。		
170	道路建設工事に関しては、長期的に広範囲の利用制限がかかり、生物多様性に回復不能な損害を与える。建設後はゾーンの変更も余儀なくされる。このような事態に対して、公園管理者としてどう対応していくのかも明確に示すべきではないのか。		
171	小金井3-4-11号線の優先整備路線計画が載っていない。これは欺瞞であり許されない。断じて反対である。		
172	武蔵野公園には、建設局が都市計画道路「小金井3・4・11号線ほか」を優先整備路線として、事業化を計画していることは、周知のことと思うが、このことにいっさい触れていない。道路計画は、必要ないと判断しているのか、無視しているのか、いずれにしても、公園の今後の在り方に道路計画はあまりにも大きすぎる影響を与える。公園を壊し、貴重な自然体系を破壊するような道路計画は、中止することを要請すべきではないのか。道路計画に触れない公園計画は意味をなさない。		
173	武蔵野公園をこよなく愛する市民の間では大問題になっている小金井3.4.11号線について、まったく触れられていないのはどうしてでしょうか。 この地域には都立公園が他にもたくさんありますが、野川という水辺、はけという緑深い崖線を抱いた武蔵野公園と野川公園は、生物多様性の保全と回復を目指す公園として、他とは別格と思っています。 上流から下流へのグリーンベルトを形成し、いきものたちも人も安心して自然の中に生きることができています。これを断ち切るような道路計画を含め、新しい計画には基本的に反対です。失ったら二度と手に入れられなくなるものが多すぎます。		
174	武蔵野公園の貴重な生態系を分断する小金井3・4・11号線について、反対を公約としていた小金井市長は、昨年必要性は否めないとのことで事業化を容認しました。その理由の一つは、防災上の観点で東町5丁目地区の一方偏集の解消ですが、現況でも工事用通路として使われている野川左岸の河川管理通路と園内通路を非常時に開放すれば、一方偏集は解消されます。多様な活用ニーズに応えて、地震防災の強化や災害時対応の円滑化を目指すということであれば、まず災害時の緊急車両通路の確保こそ喫緊の課題ではないでしょうか。		
175	都道計画(小金井3・4・11)に触れられてませんが武蔵野公園の貴重な環境にとって致命的な打撃となる計画には多くの市民が反対し危惧しています。 部署的に違うのかもしれませんが仮に工事が始まったなら長期間、公園は分断され利用者だけでなく生態系にも大打撃です。 しかも20年30年後は少子化が進み、車社会も縮小が予想されます。今すぐあれば便利なイメージがあるかもしれませんが長期的にみて、まったく無駄としか思えません。		

武蔵野公園		
No.	意見の概要	都の考え方
176	公園を分断し、環境への深刻な影響が必至の計画道路に反対です。生物多様性の保全は国際的な緊急課題です。この地域は、豊かな環境に恵まれて、極めて多種多様な動植物が生息していることが確認されています。東京都が計画・推進している都道3.4.11号線は、この地域を分断し、極めて深刻な影響を及ぼすことは多くの専門家が指摘する通りです。車が減少している今、交通円滑化を目的とする道路の必要性は全くなく、防災という目的も、道路よりも有効で優先すべき他の手段あります。公園マネジメント視点からも、是非、計画道路見直しをお願いしたいと思います。	小金井都市計画道路3・4・11号線外(東八道路から連雀通りまでの区間)は、東京における都市計画道路の整備方針において、優先整備路線に選定されている路線です。
177	武蔵野公園や野川公園は、都内でも数少ない自然を残す貴重なオープンスペースです。市民に親しまれ、休日には大勢の人々が楽しむこの貴重な自然空間を破壊してまで道路を建設することはそこに暮らす数多くの動植物の生命をうばう暴挙です。これまで長年にわたり市民が築き上げてきた都内でもまれにみる豊かな自然環境を机上の空論で道路の線引きをし道路を通すなどという暴挙は将来にわたり許されるべきではありません。道路はすでに多すぎるほど存在し、東八道路などは日中ガラガラです。道路の予算があり余って使い道に困るのであれば福祉など予算の少ないところにまわすべきで、不要な道路建設のために使うのは絶対反対です。この貴重な空間で暮らす多くの生き物たちと共に絶対反対！と主張します。	
178	5頁に関わり、東京都の保全地域制度50か所の都内に残された貴重な自然環境を保全する目的、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、良好な自然や歴史的な遺産が一体となった東京都が指定する緑地保全の法則です。国分寺崖線緑地保全地域は立川～野川に沿って延び、大田区の田園調布まで続いている約30kmの河岸段丘の連なりで、湧水が多く、市街地の中の親水空間として、野生生物の生息空間として貴重な自然池となっている。上記のような自然を破壊しようとしている計画道路3・4・11が7頁のゾーン別基本方針図に記載されていないが、野川の北側の斜面を下り、野川第一調節池をまたぎ、東八側の駐車場のゾーンMのそば通過する計画があるが、なぜ本図に記載されていないのか、このような自然を破壊する建造物はかける必要はないのではないのでしょうか、見直すべきと存じます。目指す記述に国分寺崖線や野川の特性を生かしてしておりながら、この自然再生事業と武蔵野公園の関連の自然再生事業として国の支援の下で現在全国で27箇所運営されています。そのうちNo.12の野川第一調節池・第二調節池地区が指定され、各協力団体も参加していますが、その近隣の武蔵野公園内を東京都建設局によって、3・4・11号線の実施がされようとしていますが、今回見直しをお願いします。そうしませんと先に述べましたように、日本の環境基本法の地方公共団体の7条の責務を有することに反しませんか、3・4・11号線の見直しをお願いします。目指す記述については、東京都建設局の3部門が武蔵野公園の内に計画予定の3・4・11号線の通過による、環境調査が実施されているが、関連の報告書内容は、専門家の意見のように、計画路線の推進はリスク有との考察であります。それでも、推進する予定であれば、国の指定した環境基本法の地方公共団体の7条の責務を有することに反しませんか、従いまして3・4・11の計画路線は見直しを願います。生物多様性の保全と回復を表明されているが、計画道路3・4・11号線が武蔵野公園を北から南に野川をまたいで施行される計画があります。そのような外部からの道路工事計画にさらされることから、この領域に生活するレッドリスト掲載の動植物の生存の危機をまねくこととなります。従って生物の多様性に関する国及び地方自治体の重大性に大きな影響を及ぼします。生物多様性の基本法の第2節地方自治体の施策としてこの点は非常に大切な国の法律として掲載されています。27章として地方自治体への国の施策に準じた施策およびその地方自治体の区域の自然的社会的条件に応じた生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとするのとありますがどのような理由で、計画道路の推進をされるのでしょうか。見直しをしてください。	
179	武蔵野公園一帯は国が再生事業を行なうとしているが、一方で計画道路を推進しようという考え方はおかしいのではないか？この辺一帯は国分寺崖線としても緑の大切さを国が中心になって実行しているのに地方公共団体としての思想の統合がなされていない。道路の建設は自然環境保持に反してます。みなおすべき。	
180	生物多様性の保全等と環境の自然を大切にしようという言葉がならんでいますが、武蔵野公園には都の道路を通過させるように聞いてますが、やめていただきたく感じています。武蔵野公園の近くには、自然環境を大切に活動される方がいます。自然を再生する国の動きも、都の自然を確保する活動もこの近くのはけの道などの近くの野川で見受けられます。もう道路の必要はないように思います。道路の新しいものは不要で、災害で破壊されていない現在の道路の保守で充分でないのでしょうか。	
181	小金井3・4・11道路に反対です。	
182	生物多様性の保全と回復には小金井3・4・11号線の中止が不可欠です!!	
183	5頁にある生物多様性の保全と回復についての表現がありますが、この文章が書いてあるのに、なぜ計画道路小金井3・4・11についての記載がないのでしょうか	
184	都市計画道路小金井3・4・11号線は、自然再生事業区域を分断し生物多様性を破壊します。市民の力でこれまで守って来た武蔵野の自然を破壊しかねない新たな計画には断固反対します。	